平成２９年（フ）第１７７３号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目216番地リバーパレス那珂川201号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目54番地　ハッピータウン１棟101号
破産者　松波　　昇
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５号
福岡県大野城市筒井５―11―３スターファイブまどか105号、住民票上の住所福岡県大野城市大城５丁目６番23号
破産者　河村　耕次
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８２号
福岡県宗像市田熊２丁目６番47―203号
破産者　木村　　守
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９号
沖縄県糸満市字潮平608番地の１コーポ誉207号（開始決定時の住所　沖縄県糸満市字潮平707番地の２シャインパレスⅢ４－Ｃ号室）
破産者　渡邊　大輔
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３７７号
札幌市南区澄川６条４丁目３番21号　レジデンス澄川103号
破産者　木内みち子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１８号
北海道恵庭市恵み野北２丁目９番４
破産者　岡村　利子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５号
仙台市青葉区落合５丁目４番12号　落合コーポ201、従前の住所仙台市青葉区下愛子字横町前29番地の３
破産者　岩淵くみ子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
仙台市泉区高森４丁目２番地の511
破産者　曳地　正浩
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
仙台市青葉区堤通雨宮町２番38―106号
破産者　上村　隆太
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
茨城県取手市新町５丁目12番12号、前住所茨城県守谷市松前台３丁目24番地４
破産者　森川　正直
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
福島県二本松市金色257番地６、前住所茨城県牛久市田宮２丁目44番地４　（ら・べるでゆーらＡ号室）
破産者　渡邊　直樹
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
茨城県取手市井野団地３番11―506号
破産者　稲垣　講平
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
茨城県守谷市中央４丁目16番地７　Ｍａｉｓｏｎ　Ａｉ　101
破産者　矢津田将幸
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
茨城県取手市戸頭７丁目７番17―402号
破産者　伊神　利昭
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2697番地の42
破産者　田中　準一
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
新潟県佐渡市羽茂本郷633番地１
破産者　海老名和子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
愛知県一宮市千秋町町屋字水杁34番地
破産者　ラーメン你好こと　佐口　欣明
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２４号
広島市西区大芝３丁目12番５―403号
破産者　西村　　勝
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部